

吉田研一郎著「更生保護制度改革の現状」

罪と罰、日本刑事政策研究会報、第44巻4号、2007年9月刊を読む

就労支援プログラムとは何かを考える

1. 保護観察においては、従来から就労指導が重視されてきたが、ただでさえ犯罪歴や非行歴があると就労先を見つけるのが困難であることに加え、長く続いた景気の低迷等の影響もあって、保護観察対象者の就職は大変厳しい状況にあった。一方、保護観察終了時における就労の有無と再犯率の関係をみると、無職者の再犯率は、有職者の5倍以上に上っている。

2. このような状況の中、安城事件は、ハローワーク等へ相談に行っているながら就労が果たせず、無職の状態で惹起されたものであったこともあり、法務省と厚生労働省とが協議し、平成18年度から「刑務所出所者等総合的就労支援対策」を実施することとなった。具体的には、ハローワーク等との連携を深めるため、定期的に協議会を開催するとともに、就労支援が必要なケースについては、保護観察所とハローワークの職員がチームを作って本人に適した就労支援メニューを検討する体制を作ったほか、具体的な就労支援メニューとして、職場体験講習、トライアル雇用、セミナー・事業所見学会等を設けている。また、身寄りがなく、身元保証人となる者がいないために就職が困難な者について、民間の保証制度を利用する場合に国が補助を行う身元保証制度を設けた。これは、雇用した保護観察対象者等が万が一事故を起こした場合には100万円を限度として見舞金を支払うというものである。これらの制度を円滑に実施するため、併せて、新たに協力雇用主になってくれる事業主の開拓等にも取り組んでいるところである。

P18 ~ 19

3. 平成17年中に保護観察を終了した者(交通短期保護観察を除く。)のうち有職者の再犯率が7.3%であるのに対し、無職者は39.6%に達している。なお、ここで「再犯率」とは、保護観察終了事由が取消し(保護処分取消し、仮釈放取消し及び刑執行猶予取消し)若しくは戻し収容であるか又は身柄拘束のまま保護観察が終了した者の比率をいう。また、「有職者」には「学生・生徒」、「家事従事者」及び「定収入のある者」を含む。

P22

[コメント]

無職者の再犯率が有職者の5倍以上に上っているのであれば、社会から犯罪を撲滅するための作業として徹底的に就労支援を行うべきであると私は考える。

雇われる能力とは何かを「基本のキ」から考え直し、「本人の自覚」を促した上で、本人のよさを伸ばし、足りないところを補う教育を徹底的に行うべきだ。犯罪撲滅の第一歩は、「教育、教育、教育である」と考える。

- 2009年6月24日林明夫記 -